

屋外広告業の登録について

第1 あらまし

1 屋外広告業の登録

尼崎市域内で屋外広告業を営もうとする方は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならないため（尼崎市屋外広告物条例（以下「条例」といいます。）第34条第1項）、屋外広告業登録・更新登録申請書（様式第15号）を提出してください（条例第35条第1項）。

市長の登録を受けている方が兵庫県知事による屋外広告業の登録を受けたときは、その時点で市長の登録の効力が失われるため（条例第48条の3第2項）、引き続き尼崎市域内で屋外広告業を営む場合は、特例届出の手續（「屋外広告業の特例届出について」参照）を行ってください（条例第48条の2第2項前段）。

2 登録の有効期間

上記1の市長の登録（以下「新規登録」といいます。）の有効期間は、5年です（条例第34条第2項）。

有効期間満了後も引き続き尼崎市内で屋外広告業を営む場合は、更新の登録を受けなければならないため（条例第34条第3項）、現行の登録の有効期間の満了日の30日前までに更新の登録の申請として屋外広告業登録・更新登録申請書（様式第15号）を提出してください（尼崎市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」といいます。）第22条）。更新登録の有効期間も5年であり、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算されます（規則第34条第5項）。その満了日までに更新の登録の申請がなされない場合は、その満了日の経過をもって登録の効力が失われます。

3 審査手数料

新規登録の申請又は上記2の更新の登録（以下「更新登録」といいます。）の申請のいずれにおいても、1件につき**10,000円です**（尼崎市建築物等関係事務手数料条例第2条第1項第56号）。

※申請書の内容確認後、納付書を発行します。

4 業務主任者の選任

新規登録又は更新登録（以下単に「登録」といいます。）の申請を行う方は、あらかじめ、営業所ごとに次の資格要件のいずれかを満たす業務主任者を選任しておいてください（条例第42条第1項）。

- (1) 屋外広告士
- (2) 都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会の修了者
- (3) 広告美術仕上げについて、職業訓練指導員免許を受け技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- (4) (1)から(3)までの者と同等以上の知識及び技能を有するものと市長が認めた者（サインクリエイター）（その認定を申請する場合は、業務主任者資格認定申請書（様式第22号）を提出してください。）

5 登録事項の変更の届出

登録を受けた後、その登録事項に変更が生じたときは、その変更があった日から30日以内に屋外広告業登録事項変更届（様式第20号）を提出してください（条例第38条第1項及び規則24条）。

6 屋外広告業の登録に関する違反者に対する罰則

登録を受けずに尼崎市域内で屋外広告業を営み、又は不正の手段により登録を受けた者は、罰則の対象となります（条例第51条第2号及び第3号）。

7 登録申請手続の流れ

(1) 事前準備

①屋外広告業登録・更新登録申請書の作成、②添付書類の準備、③業務主任者の選任

(2) 登録申請

①申請書等の提出

下記9の登録申請先に登録申請書等を1部（控えの交付を希望する場合は、2部）持参してください。

②審査手数料（10,000円）の納付

登録申請書等の内容確認後、納付書をお渡しします。郵送を希望する場合は、返信用封筒（郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの）を申請時に提出してください。指定の金融機関にて納付してください。

※ 手数料の納付を確認した時点で登録申請の受付となるため、領収書の画像をファックス又は電子メールでお送り願います。

(3) 審査

(4) 登録

屋外広告業者登録簿に登録します（条例第36条第1項）。

(5) 登録証の交付

郵送を希望する場合は、登録申請時に返信用封筒（郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの）を提出してください。

(6) 登録後の義務履行

①標識の掲示、②帳簿の備え付け及び保管、③登録事項の変更届出、④更新登録の申請、⑤廃業等の届出

(7) 屋外広告業者登録簿の公表

登録手続完了後、その登録後の尼崎市屋外広告業者登録簿を、市ホームページ上で公表します。

8 必要書類等

※ 各様式は、尼崎市ホームページからダウンロードできます。

トップページの【市報 ID 検索】に **1008740** と入力 > 屋外広告業登録・更新登録申請書等様式ページ

(1) 登録（新規登録又は更新登録）の場合

ア 登録を受けようとする者が個人（成年）である場合

提出書類	・屋外広告業登録・更新登録申請書（様式第15号）
添付書類	・誓約書（様式第16号） ・申請者の住民票の写し ・業務主任者の住民票の写し ・申請者の略歴書（様式第17号） ・業務主任者の略歴書（様式第18号） ・業務主任者が所定の資格を有していることを証する書類の写し
返信用封筒	（郵送による納付書又は登録証の受領を希望する場合） ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1部ずつ）

イ 登録を受けようとする者が個人（未成年）である場合

提出書類	・屋外広告業登録・更新登録申請書（様式第15号）
添付書類	・誓約書（様式第16号） ・申請者の住民表の写し ・法定代理人の住民表の写し ・業務主任者の住民表の写し ・申請者の略歴書（様式第17号） ・法定代理人の略歴書（様式第17号） ・業務主任者の略歴書（様式第18号） ・業務主任者が所定の資格を有していることを証する書類の写し
返信用封筒	（郵送による納付書又は登録証の受領を希望する場合） ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1部ずつ）

ウ 登録を受けようとする者が法人である場合

提出書類	・屋外広告業登録・更新登録申請書（様式第15号）
添付書類	・誓約書（様式第16号） ・役員の住民票の写し ・業務主任者の住民票の写し ・登記事項証明書 ・役員の略歴書（様式第17号） ・業務主任者の略歴書（様式第18号） ・業務主任者が所定の資格を有していることを証する書類の写し
返信用封筒	（郵送による納付書又は登録証の受領を希望する場合） ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1部ずつ）

(2) 変更の届出の場合

ア 屋外広告業者（登録を受けて市域内で屋外広告業を営む者をいいます。以下同じ。）が個人（成年）である場合

提出書類	・屋外広告業登録事項変更届（様式第20号）
添付書類	●申請者の氏名又は住所に変更があった場合 ・変更後の住民票の写し
	●営業所の名称又は所在地に変更があった場合 ・変更後の登記事項証明書その他変更があったことを証する書類の写

	し
	<p>●業務主任者の氏名、住所、有する資格、職歴等に変更若しくは異動があり、又は業務主任者の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は住所を変更したときは、変更後の住民票の写し ・有する資格、職歴等に異動があったときは、異動後の略歴書（様式第18号） ・新たに資格を有したときは、その資格を有していることを証する書類の写し ・業務主任者を変更したときは、変更後の業務主任者の略歴書（様式第18号） ・その他変更又は異動があったことを証する書類の写し
返信用封筒	<p>（郵送による納付書又は登録証の受領を希望する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1部ずつ）

イ 屋外広告業者が個人（未成年）である場合

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告業登録事項変更届（様式第20号）
添付書類	<p>●申請者の氏名又は住所に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の住民票の写し
	<p>●営業所の名称又は所在地に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その変更があったことを証する書類
	<p>●法定代理人の氏名若しくは住所（法人にあつては、名称若しくはその代表者の氏名又は主たる事務所の所在地。以下この項において同じ。）に変更があり、又は法定代理人の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は住所に変更があったときは、変更後の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書） ・法定代理人の変更があったときは、変更後の法定代理人の略歴書（様式第17号）
返信用封筒	<p>（郵送による納付書又は登録証の受領を希望する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1部ずつ）

ウ 屋外広告業者が法人である場合

提出書類	・屋外広告業登録事項変更届（様式第20号）
添付書類	● 名称、事務所の所在地又はその代表者に変更があった場合 ・変更後の登記事項証明書
	● 営業所の名称又は所在地に変更があった場合 ・変更後の登記事項証明書 ・その他変更又は異動があったことを証する書類の写し
	● 役員の異動があった場合 ・異動後の登記事項証明書 ・新たに役員となった者の住民票の写し ・新たに役員となった者の略歴書（様式第17号）
	● 業務主任者の氏名、住所、有する資格、職歴等に変更若しくは異動があり、又は業務主任者の変更があった場合 ・氏名又は住所を変更したときは、変更後の住民票の写し ・有する資格、職歴等に異動があったときは、異動後の略歴書（様式第18号） ・新たに資格を有したときは、その資格を有していることを証する書類の写し ・業務主任者を変更したときは、変更後の業務主任者の略歴書（様式第18号） ・その他変更又は異動があったことを証する書類の写し
返信用封筒	（郵送による納付書又は登録証の受領を希望する場合） ・郵送先を記入し、返信用切手を貼付したもの（1部ずつ）

9 登録申請先及び問合せ先

尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課 都市美・屋外広告物担当

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号（市役所本庁舎 北館5階）

TEL 06-6489-6606 FAX 06-6489-6597

メールアドレス ama-kaihatsushidou@city.amagasaki.hyogo.jp

第2 登録後の注意事項

1 標識の掲示

登録申請書に記載した営業所ごとに、氏名、登録番号等を記載した標識（様式第24号）を作成し、見やすい場所に掲げてください（条例第43条及び規則第27条）。

標識の様式

屋外広告業尼崎市長登録票	
商号、氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	尼広登 第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

↑
40
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓

← 40センチメートル以上 →

備考 「代表者の氏名」の項目は、法人に限り設けること。

2 帳簿の備付け

登録申請時に記載した営業所ごとに、広告物等の表示又は設置の契約ごとに次の項目を記載した帳簿を備え、保存する必要があります。この帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しておいてください（条例第44条及び規則第28条）。

- (1) 注文者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名）
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

3 廃業等の届出

屋外広告業者が次の表の左欄に掲げる事実のいずれかに該当することとなったときは、それぞれ右欄に掲げる者に該当する方は、その事実があった日（死亡の場合は、その事実を知った日）から30日以内に屋外広告業廃業等届（様式第21号）を市長に提出してください（条例第40条第1項）。

事 実	届 出 者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人の代表者であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由	その清算人

により解散した場合	
尼崎市域内における屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の代表者

4 報告等の徴収及び立入検査等

市長は、屋外広告業者に対して、報告若しくは資料の提出を求め、又は屋外広告業者の営業所等に立ち入り、広告物等、帳簿、書類等を検査し、若しくは関係者に質問することができま
す（条例第48条第1項及び第2項）。報告等をせず、虚偽の報告等をし、立ち入り検査の拒否
を行い、質問に対し答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたときは、罰則の対象となります（条例
第53条第2号）。

5 登録の取消し及び営業の停止

屋外広告業者は、次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期
間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります（条例第46条第
1項）。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否の対象者（条例第37条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するも
のに限る。）に該当することとなったとき。
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の当該届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又は当該条例に基づく処分に違反したとき。

6 罰則等

次のとおり、営業停止命令に違反した者、登録を受けずに尼崎市域内で屋外広告業を営んだ
者、虚偽の内容の届出をした者等は、次のとおり罰則等の対象となります。

50万円以下の罰金（条例第51条）
・登録を受けずに屋外広告業を営んだ者 ・不正の手段により登録を受けた者 ・営業停止命令に違反した者
30万円以下の罰金（条例第52条）
・登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
20万円以下の罰金（条例第53条）
・業務主任者を選任しなかった者 ・求められた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 ・営業所等への立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若 しくは虚偽の答弁をした者
5万円以下の過料（条例第56条）
・廃業等の届出を怠った者 ・業の標識を営業所ごとに掲げなかった者 ・帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

以上